

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年の離婚件数の増加などにもとない、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、子育てや生計の担い手という役割をひとりで担うことになります。親が収入や雇用条件面等により安定した仕事に就き、生活の安定を図っていくことは、親自身にとっても、また子どもの成長にとっても重要なことであり、その自立促進に向けて就業支援や子育て・生活支援などの充実が、これまで以上に求められています。また、子どもは、ひとり親家庭等の環境に関わらず、心身ともに健やかに育成されることが重要です。

国においては、これまでの児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の貸付など経済的な支援が中心であった施策を根本的に見直し、ひとり親家庭等に対する自立の支援に主眼をおき、「子育てや生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」を総合的に推進することになりました。

市町村には、住民に身近な自治体としての役割が期待されており、特に市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「市等」という。）には相談・情報提供・就業支援を担う母子自立支援員を配置するとともに、ひとり親家庭等の自立支援対策事業の計画的な推進が期待されています。

奈良県としては、このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進し、総合的かつ計画的な施策展開を図るため、「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」を策定するものです。

◆国における法制度の概要◆

母子家庭自立支援対策大綱の策定（H14.3）

- ・戦後50年の母子寡婦福祉対策を抜本的に見直し、「子育てや生活支援」「就労支援」「養育費の保」「経済的支援」を柱に施策を再構築

母子及び寡婦福祉法の一部改正（H14.11公布、H15.4施行）

- ・「母子家庭自立支援対策大綱」の施策を具体化
- ・国における基本方針、都道府県等における自立促進計画の策定を明確化

児童扶養手当法の一部改正（H14.11公布、H15.4施行）

- ・離婚等による生活の激変を一定期間で緩和する経済的支援制度への転換

母子家庭の母の雇用に関する特別措置法の制定（H15.7公布、H15.8施行）

- ・母子家庭の母等に対する就業支援の一層の促進

2 計画の位置づけ

「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」（以下、「プラン」という。）は、母子及び寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に即して策定した、同法第12条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（以下、「自立促進計画」という。）です。

このプランの推進にあたっては、「新 結婚ワクワクこどもすくすくPlan（奈良県次世代育成支援行動計画）」及び「やまと21世紀ビジョン（奈良県新長期ビジョン）」など県が策定する関係計画との連携を図ります。

新 結婚ワクワクこどもすくすくPlan（奈良県次世代育成支援行動計画）

「子ども」を中心に据え、「子ども」と大きく関わる「親・家庭」「学校」「地域社会」ごとに基本目標を定め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とした計画

計画期間：平成17年度から平成21年度までの5年間

位置づけ：Plan「IV-8-(4) ひとり親家庭の自立支援の推進」

やまと21世紀ビジョン 実施計画(2006～2010)（奈良県新長期ビジョン）

30年先の奈良県の将来像を考えて、県民と共有する奈良の目指すべき道標とする計画

計画期間：平成18年度から平成22年度までの5年間

位置づけ：「未来-子育て-その他児童福祉の推進-ひとり親家庭の支援」

なお、このプランに基づく施策は、母子及び寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、このプランで使用する用語の定義は次のとおりとします。

母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
父子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童の家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

3 計画の策定体制

このプランは、学識経験者、母子寡婦福祉団体、母子生活支援施設協議会、市町村、関係機関、一般委員等で構成する「奈良県母子寡婦自立促進計画策定検討会」の意見をを受けて策定しました。

4 計画の期間

このプランの期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

また、法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

